

## 7. 対応方針（案）

### ○ 検証対象ダム総合的な評価

検証対象ダムの総合的な評価を以下に示す。

洪水調節、流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも「新丸山ダム案」となり、全ての目的別の総合評価が一致した。

よって、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「新丸山ダム案」と評価した。

### ○ パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からのご意見

パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、様々な観点から、幅広いご意見を頂いた。これらのご意見をふまえ、新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案の作成等を行った。

### ○ 関係地方公共団体の長からのご意見

関係地方公共団体の長に対して意見聴取を行い、「継続」することが妥当であり、ダム本体工事の早期着工、早期完成及び事業推進にあたりコスト縮減に努めることなどのご意見を頂いた。

### ○ 関係利害者からのご意見

関係利害者に対して意見聴取を行い、機能回復に係る補償について今後十分協議をいただきたいとのご意見を頂いた。

### ○ 事業の投資効果（費用対効果分析）

洪水調節については「治水経済調査マニュアル（案）（平成17年4月 国土交通省河川局）」（以下「マニュアル（案）」という。）に基づき、また、流水の正常な機能の維持については、代替法にて算定を行い、新丸山ダムの費用対効果分析を行った結果、基準年度を最新の平成25年度とした場合、全体事業におけるB/Cは4.0で、残事業のB/Cは7.8であることから、事業の投資効果を確認した。

### ○ 事業評価監視委員会からのご意見

中部地方整備局事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、『再評価対象事業についての審議において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて新丸山ダムの検証を進められており、検証に係る検討の進め方、検討手順にも不備はないことを確認した。また、「新丸山ダム建設事業」の再評価が、当委員会に提出された資料・説明の範囲において適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」とであると判断した。』とのご意見を頂いた。

○ 対応方針（案）

「検証要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、新丸山ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる。